

# 在日中国国籍向け台湾渡航手続きご案内

## 一、対象者

- ① 留学生。
- ② 永住者（日本滞在4年以上の定住者を含む）。
- ③ 日本に1年以上居住し、在日企業の在職証明書を提出できるもの。
- ④ 「家族滞在」や「日本人配偶者」の在留資格で、日本円60万円以上の金融機関発行の残高証明書を提出できるもの。
- ⑤ 及び上記の同行家族（配偶者、子女または二等親以内の血縁者）。

## 二、必要書類（対象者区分によって必要書類が違います）

- ① 旅券（有効期間6ヶ月以上）オリジナルを提示。
- ② 申請書一式（本人が繁体字で記入）。
- ③ 証明写真  
（パスポート用サイズ：縦4.5cm、横3.5cm、且つ、頭頂から顎までが長さ3.4cm±0.2cm）  
白色背景カラー写真1枚。ふちなし。6ヶ月以内に撮影。
- ④ 在留カードのコピー1通  
（表・裏両面、鮮明で完全（無欠損）なもの。また、在留期間の残存期間が4ヶ月以上あるもの。）
- ⑥ 住民票の原本（3ヶ月以内に発行されたもの）1通。
- ⑦ 在学証明書（留学生のみ）又は在職証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）1通。  
（申請者の名前は、漢字またはローマ拼音にて表記のこと（英文の証明書可。ひらがな・カタカナ表記は不可。）
- ⑧ 日本円60万円以上の銀行発行の残高証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）1通  
（申請者の名前は、漢字またはローマ拼音にて表記のこと（英文の証明書可。ひらがな・カタカナ表記は不可。）
- ⑨ 親族関係証明書（日本人配偶者のみ）が1通必要（コピーは不可）
- ⑩ 行程表（航空券、ホテル予約書、旅行日程表コピー）。

※ 必要書類は、在留資格によりそれぞれ異なります。詳細はお電話にてお気軽にお問い合わせください。  
（電話：03-5735-2878 営業時間：月～金曜日（祝日を除く）、10:00～17:30、中国語可）

## 三、注意事項

- ① 通常申請の場合、“台湾地区入境許可証”の許可取得のための日数は13営業日必要。
- ② 本許可証は、許可がおりた日から3ヶ月有効、1回のみで滞在期間は15日間有効。
- ③ 現地では日程表どおりに行動し、期限を過ぎて滞在しないこと。日程変更も一切不可。
- ④ 現地の法律や法令を遵守すること。

## 四、査証代行手続き費用

普通申請（出発日まで14営業日以上） ￥16,700/一人1回につき  
緊急申請（出発日まで13営業日以内） ￥19,700\*1/一人1回につき

\*1 緊急申請 ⇒ お客様のご出発ご希望日により別途追加料金が必要となる場合があります。  
お申込みの際にご確認ください。

\*2 パスポート・ビザの返送には、1回あたり別途500円の郵送料がかかります。